

各都道府県消防・防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

消防団員の準中型免許の取得促進等について

道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）の施行に伴い、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は 3.5 トン未満となっており、令和 6 年 4 月 1 日時点で、制度改正後の普通免許を保有する消防団員は 69,221 人（消防団員全体の 9.3%）に達しています。今後も、同法施行後の普通免許を保有する消防団員が増加することが見込まれるため、車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している消防団においては、当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となることが想定されます。このため、特に下記事項に留意の上、必要な取組を行っていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（一部事務組合等を含む。）及び消防本部（以下「市町村等」という。）に対して、下記事項について周知し適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 車両総重量 3.5 トン未満の消防自動車の活用

令和 6 年能登半島地震においては、多数の道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の通行が困難となり、災害現場への迅速な進出が行えなかった事例等があったことから、車両総重量 3.5 トン未満の小型車両の活用は、大規模災害時の出動体制確保の観点から重要である。また、車両総重量 3.5 トン未満の小型消防自動車であれば、制度改正後の普通免許を保有する消防団員であっても運転が可能である。よって、各地域の実情等を十分に勘案した上で、消防自動車の更新機会等にあわせて、車両総重量 3.5 トン未満の消防自動車の活用を積極的に検討すること。

なお、消防自動車の整備については、緊急防災・減災事業債の活用が可能である。

2 消防団員の準中型免許取得に係る公費助成制度の導入及び活用促進

「消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応について」（平成 30 年 1 月 25 日付け消防地第 20 号消防庁次長通知）において既に通知しているとおり、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した消防団員が準中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額について、平成 30 年度から特別交付税措置を講じている。令和 6 年 4 月 1 日現在、消防団員が準中型免許を取得する経費について助成を行っている

地方公共団体は、439 団体である（別紙 1 参照）。助成制度未導入の市町村等のうち、消防団が車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車に所有する場合にあっては、助成制度の導入により、当該自動車の運転者を確保するよう取り組むこと。なお、消防団員が準中型免許等を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の経費については、特別交付税措置を講じている（別紙 2 支援制度①参照）。

また、公費助成制度を導入している市町村等においては、同制度が適切に活用されるよう継続して取り組むこと。取組に当たっては、新規入団者への制度の説明や定例的な会議の場での周知などが効果的だと考えられる。

3 「消防団の力向上モデル事業」の活用等による準中型免許の取得環境の整備

消防団員が準中型免許を取得しやすい環境を整備するため、以下の例も参考にしつつ、指定自動車教習所における消防団員向け優先講習の設定や、消防団員向け準中型免許取得の広報等に取り組むこと。地方公共団体が実施する準中型免許等の取得環境整備の取組については、「消防団の力向上モデル事業」（別紙 2 支援制度②参照）の対象としているため、同事業予算の活用を積極的に検討すること。

（取組例）

- ・一部の指定自動車教習所では、受講生が追加費用を支払うことで、土日優先予約や、一括予約で技能教習を受けることが可能な準中型免許の教習コースが開講されているところ、準中型免許の取得教習の受講に当たって、指定自動車教習所において、追加費用の負担により消防団員向けの優先予約枠を確保（地方公共団体がかかり増し経費を負担し、当該支出に本事業予算を活用）
- ・準中型免許の取得教習を短期間で集中して受講できるよう、指定自動車教習所において消防団員向けに早朝や夜間、土休日等に優先教習プランを設定し、そのための費用を本事業予算の活用により負担
- ・指定自動車教習所から指導員を消防学校に派遣し、準中型免許取得のための集中講習を実施し、そのための費用を本事業予算の活用により負担
- ・消防団員の準中型免許取得に係る公費助成制度の活用を周知する広報紙を本事業予算の活用により作成し、管内の指定自動車教習所に当該広報紙を掲出

4 都道府県指定自動車教習所協会等との連携

指定自動車教習所の繁忙期を避け、円滑な教習日程を作成するために、準中型免許の取得促進の取組の実施にあたっては、都道府県の指定自動車教習所協会との連携により、管内市町村等の免許取得を希望する消防団員や取得希望時期等について情報共有等を行うことも効果的であると考えられる。今般、消防庁からの依頼に基づき、別紙 3 のとおり、警察庁から全日本指定自動車教習所協会連合会に対して、都道府県消防・防災主管部局と都道府県指定自動車教習所協会との連携強化に係る依頼を行っているところであり、市町村における各指定自動車教習所との連携はもとより、各都道府県においても、当該都道府県の指定自動車教習所協会と協議の場を設けるなど、積極的に連携を図ること。

5 AT準中型免許の導入

運転できる自動車について、クラッチ・ギア操作の必要がないAT車に限る免許は、従来、準中型免許には存在しておらず、運転できる自動車をAT車に限る条件の付された普通免許の保有者は、準中型免許の取得に当たって、クラッチ・ギア操作も習得する必要があった。

一方、警察庁においては、令和8年4月から車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の車両について、運転できる自動車をAT車に限る条件の付されたAT準中型免許等を導入する方針である。近年、新たに普通免許を取得する者の約7割がAT免許となっているが、AT普通免許の保有者にとっては、AT準中型免許を取得する際の指定自動車教習所における技能教習は、クラッチ・ギア操作を要する準中型免許を取得する際と比較して、最短17時限から13時限と技能教習時間が短くなる。

上記の通りAT準中型免許の導入は、消防団員の準中型車両操縦のための免許取得に係る負担軽減に繋がることから、新たな制度についてAT普通免許しか保有していない新規入団者等に周知するなど積極的に活用を図られたい。

(参考)

- ・消防団員の準中型自動車免許の取得（消防庁HP）

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/data/policy/driver-licence/>

- ・広報資料

消防庁国民保護・防災部地域防災室

川崎補佐、山下係長、高村事務官

TEL : 03-5253-7561

E-mail : syobodan@ml.soumu.go.jp

別紙1

<消防団員の準中型免許の取得に係る公費助成制度導入市町村一覧>

(R6.4.1)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	釧路市	岩手県	奥州市
北海道	北見市	岩手県	雫石町
北海道	八雲町	岩手県	葛巻町
北海道	奈井江町	岩手県	紫波町
北海道	雨竜町	岩手県	金ヶ崎町
北海道	鷹栖町	宮城県	石巻市
北海道	東神楽町	宮城県	塩竈市
北海道	当麻町	宮城県	気仙沼市
北海道	比布町	宮城県	川崎町
北海道	愛別町	宮城県	女川町
北海道	東川町	山形県	鶴岡市
北海道	美瑛町	山形県	寒河江市
北海道	幌加内町	山形県	南陽市
北海道	新冠町	山形県	山辺町
北海道	浦河町	山形県	高畠町
北海道	えりも町	山形県	川西町
北海道	新ひだか町	山形県	三川町
北海道	音更町	山形県	遊佐町
北海道	別海町	福島県	会津若松市
青森県	平川市	福島県	郡山市
青森県	深浦町	福島県	須賀川市
青森県	西目屋村	福島県	喜多方市
青森県	大鰐町	福島県	二本松市
青森県	六ヶ所村	福島県	本宮市
青森県	おいらせ町	福島県	大玉村
青森県	三戸町	福島県	西会津町
青森県	五戸町	福島県	猪苗代町
青森県	田子町	福島県	会津坂下町
青森県	南部町	福島県	会津美里町
青森県	新郷村	福島県	泉崎村
岩手県	盛岡市	福島県	中島村
岩手県	北上市	福島県	棚倉町
岩手県	遠野市	福島県	三春町
岩手県	陸前高田市	福島県	檜葉町
岩手県	釜石市	福島県	川内村
岩手県	二戸市	福島県	大熊町

<消防団員の準中型免許の取得に係る公費助成制度導入市町村一覧> (R6.4.1)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
福島県	浪江町	栃木県	塩谷町
福島県	葛尾村	栃木県	高根沢町
茨城県	水戸市	栃木県	那珂川町
茨城県	古河市	群馬県	前橋市
茨城県	石岡市	群馬県	桐生市
茨城県	結城市	群馬県	伊勢崎市
茨城県	下妻市	群馬県	太田市
茨城県	常総市	群馬県	沼田市
茨城県	高萩市	群馬県	館林市
茨城県	笠間市	群馬県	渋川市
茨城県	取手市	群馬県	藤岡市
茨城県	ひたちなか市	群馬県	富岡市
茨城県	潮来市	群馬県	みどり市
茨城県	常陸大宮市	群馬県	榛東村
茨城県	坂東市	群馬県	吉岡町
茨城県	神栖市	群馬県	下仁田町
茨城県	行方市	群馬県	甘楽町
茨城県	小美玉市	群馬県	中之条町
茨城県	城里町	群馬県	長野原町
茨城県	大子町	群馬県	高山村
茨城県	阿見町	群馬県	東吾妻町
茨城県	八千代町	群馬県	片品村
茨城県	境町	群馬県	川場村
栃木県	足利市	群馬県	昭和村
栃木県	佐野市	群馬県	みなかみ町
栃木県	鹿沼市	群馬県	玉村町
栃木県	真岡市	群馬県	板倉町
栃木県	大田原市	群馬県	明和町
栃木県	那須塩原市	群馬県	千代田町
栃木県	さくら市	群馬県	大泉町
栃木県	那須烏山市	群馬県	邑楽町
栃木県	下野市	埼玉県	川越市
栃木県	上三川町	埼玉県	秩父市
栃木県	益子町	埼玉県	本庄市
栃木県	茂木町	埼玉県	入間市
栃木県	市貝町	埼玉県	朝霞市
栃木県	芳賀町	埼玉県	志木市
栃木県	壬生町	埼玉県	和光市

<消防団員の準中型免許の取得に係る公費助成制度導入市町村一覧> (R6.4.1)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
埼玉県	新座市	東京都	東村山市
埼玉県	桶川市	東京都	国分寺市
埼玉県	三郷市	東京都	福生市
埼玉県	日高市	東京都	狛江市
埼玉県	毛呂山町	東京都	清瀬市
埼玉県	越生町	東京都	武蔵村山市
埼玉県	小川町	東京都	多摩市
埼玉県	川島町	東京都	稲城市
埼玉県	鳩山町	東京都	羽村市
埼玉県	皆野町	東京都	瑞穂町
埼玉県	小鹿野町	東京都	奥多摩町
埼玉県	東秩父村	東京都	大島町
埼玉県	美里町	東京都	小笠原村
埼玉県	神川町	神奈川県	海老名市
埼玉県	上里町	神奈川県	中井町
千葉県	東金市	神奈川県	大井町
千葉県	勝浦市	神奈川県	真鶴町
千葉県	八街市	新潟県	妙高市
千葉県	富里市	富山県	魚津市
千葉県	南房総市	富山県	氷見市
千葉県	匝瑳市	富山県	砺波市
千葉県	香取市	石川県	金沢市
千葉県	山武市	石川県	小松市
千葉県	大網白里市	石川県	輪島市
千葉県	九十九里町	石川県	珠洲市
千葉県	芝山町	石川県	羽咋市
千葉県	横芝光町	石川県	かほく市
千葉県	鋸南町	石川県	白山市
東京都	八王子市	石川県	野々市市
東京都	立川市	石川県	津幡町
東京都	武蔵野市	石川県	内灘町
東京都	三鷹市	石川県	志賀町
東京都	青梅市	石川県	能登町
東京都	府中市	福井県	鯖江市
東京都	調布市	福井県	越前町
東京都	町田市	山梨県	富士吉田市
東京都	小金井市	山梨県	山梨市
東京都	日野市	山梨県	韮崎市

<消防団員の準中型免許の取得に係る公費助成制度導入市町村一覧> (R6.4.1)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
山梨県	南アルプス市	長野県	木島平村
山梨県	北杜市	長野県	信濃町
山梨県	笛吹市	岐阜県	高山市
山梨県	甲州市	岐阜県	関市
山梨県	中央市	岐阜県	中津川市
山梨県	市川三郷町	岐阜県	美濃加茂市
山梨県	身延町	岐阜県	土岐市
山梨県	南部町	岐阜県	可児市
山梨県	道志村	岐阜県	飛騨市
山梨県	山中湖村	岐阜県	本巣市
山梨県	鳴沢村	岐阜県	郡上市
山梨県	富士河口湖町	岐阜県	下呂市
山梨県	小菅村	岐阜県	笠松町
長野県	飯田市	岐阜県	北方町
長野県	諏訪市	岐阜県	坂祝町
長野県	駒ヶ根市	岐阜県	富加町
長野県	大町市	岐阜県	川辺町
長野県	茅野市	岐阜県	八百津町
長野県	塩尻市	静岡県	静岡市
長野県	安曇野市	静岡県	浜松市
長野県	川上村	静岡県	沼津市
長野県	南牧村	静岡県	三島市
長野県	青木村	静岡県	島田市
長野県	下諏訪町	静岡県	富士市
長野県	富士見町	静岡県	磐田市
長野県	原村	静岡県	焼津市
長野県	箕輪町	静岡県	掛川市
長野県	南箕輪村	静岡県	藤枝市
長野県	中川村	静岡県	御殿場市
長野県	宮田村	静岡県	袋井市
長野県	松川町	静岡県	湖西市
長野県	阿南町	静岡県	伊豆市
長野県	阿智村	静岡県	御前崎市
長野県	大鹿村	静岡県	菊川市
長野県	上松町	静岡県	伊豆の国市
長野県	白馬村	静岡県	牧之原市
長野県	小谷村	静岡県	東伊豆町
長野県	坂城町	静岡県	河津町

<消防団員の準中型免許の取得に係る公費助成制度導入市町村一覧> (R6.4.1)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
静岡県	函南町	兵庫県	南あわじ市
静岡県	清水町	兵庫県	朝来市
静岡県	長泉町	兵庫県	淡路市
静岡県	吉田町	兵庫県	穴栗市
静岡県	川根本町	兵庫県	加東市
静岡県	森町	兵庫県	たつの市
愛知県	瀬戸市	兵庫県	多可町
愛知県	碧南市	兵庫県	香美町
愛知県	刈谷市	兵庫県	新温泉町
愛知県	豊田市	奈良県	曽爾村
愛知県	安城市	奈良県	高取町
愛知県	幸田町	和歌山県	橋本市
愛知県	設楽町	和歌山県	有田市
愛知県	豊根村	和歌山県	みなべ町
三重県	四日市市	和歌山県	白浜町
三重県	鈴鹿市	和歌山県	太地町
三重県	いなべ市	和歌山県	北山村
三重県	東員町	鳥取県	岩美町
三重県	菰野町	鳥取県	智頭町
三重県	朝日町	鳥取県	湯梨浜町
滋賀県	草津市	鳥取県	北栄町
滋賀県	栗東市	鳥取県	日吉津村
滋賀県	野洲市	鳥取県	南部町
滋賀県	米原市	鳥取県	伯耆町
京都府	舞鶴市	鳥取県	日南町
京都府	長岡京市	鳥取県	日野町
京都府	京丹後市	島根県	松江市
大阪府	豊中市	島根県	出雲市
大阪府	高槻市	島根県	雲南市
大阪府	泉佐野市	島根県	奥出雲町
大阪府	箕面市	島根県	吉賀町
兵庫県	姫路市	島根県	海士町
兵庫県	西宮市	岡山県	備前市
兵庫県	洲本市	岡山県	真庭市
兵庫県	豊岡市	広島県	安芸高田市
兵庫県	丹波篠山市	広島県	江田島市
兵庫県	養父市	山口県	山口市
兵庫県	丹波市	山口県	岩国市

<消防団員の準中型免許の取得に係る公費助成制度導入市町村一覧> (R6.4.1)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
山口県	阿武町	長崎県	大村市
徳島県	美馬市	長崎県	雲仙市
徳島県	三好市	長崎県	南島原市
徳島県	石井町	長崎県	長与町
徳島県	松茂町	長崎県	時津町
徳島県	北島町	長崎県	佐々町
徳島県	藍住町	熊本県	南阿蘇村
香川県	さぬき市	熊本県	津奈木町
香川県	東かがわ市	宮崎県	高原町
香川県	三木町	宮崎県	綾町
愛媛県	宇和島市	宮崎県	高鍋町
愛媛県	新居浜市	宮崎県	新富町
愛媛県	伊方町	宮崎県	木城町
高知県	南国市	宮崎県	川南町
高知県	香南市	宮崎県	門川町
高知県	奈半利町	宮崎県	諸塚村
高知県	田野町	鹿児島県	西之表市
高知県	安田町	鹿児島県	曾於市
高知県	北川村	鹿児島県	志布志市
高知県	馬路村	鹿児島県	さつま町
高知県	いの町	鹿児島県	大崎町
高知県	中土佐町	鹿児島県	肝付町
高知県	日高村	鹿児島県	龍郷町
福岡県	久留米市	鹿児島県	和泊町
福岡県	柳川市	沖縄県	座間味村
福岡県	八女市	計	439市町村
福岡県	大川市		
福岡県	うきは市		
福岡県	朝倉市		
福岡県	糸島市		
福岡県	宇美町		
福岡県	須恵町		
福岡県	新宮町		
福岡県	筑前町		
福岡県	東峰村		
福岡県	大刀洗町		
福岡県	福智町		
長崎県	諫早市		

準中型免許等の取得に係る支援制度

別紙2

【自動車免許の区分と受験資格（平成29年3月12日以降）】

車両総重量	3.5 t		7.5t		11t	
最大積載量	2 t		4.5t		6.5t	

普通自動車
普通免許
18歳以上

準中型自動車
準中型免許
18歳以上

中型自動車
中型免許
20歳以上
普通免許等保有2年以上

大型自動車
大型免許
21歳以上
普通免許等保有3年以上

【消防団保有車両の状況】

（令和6年4月1日現在）

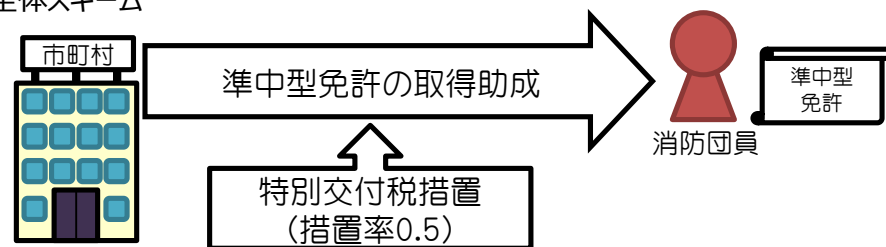
区分	台数	割合
3.5t未満	35,295	68.1%
3.5t以上	16,497	31.9%
総台数	51,792	100%

→ 全体の約7割が3.5t未満の車両であり、普通免許のみで運転可能

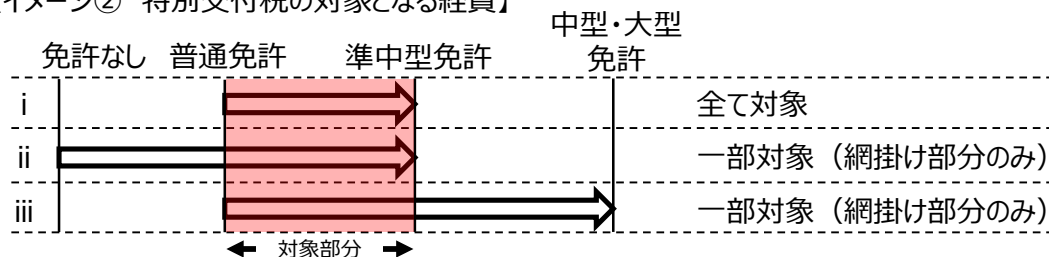
支援制度①（特別交付税措置）

- 市町村が消防団員の準中型免許の取得費用について助成した場合、その助成額に対して、特別交付税措置（措置率0.5）
- 免許を保有しない団員が準中型免許を取得する場合（下記イメージ②のii）及び普通免許を保有する団員が中型・大型免許を取得する場合（下記イメージ②のiii）は、準中型免許の取得に係る経費に相当する額を措置

【イメージ①】 全体スキーム



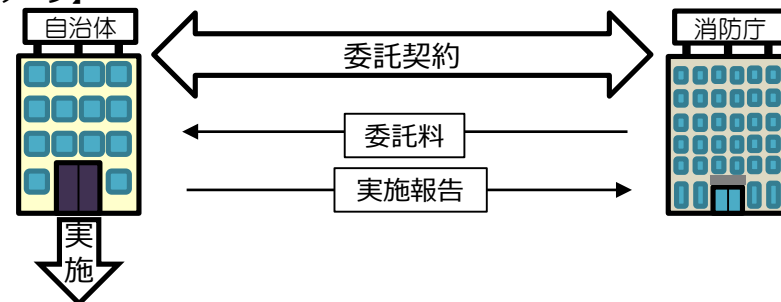
【イメージ②】 特別交付税の対象となる経費



支援制度②（消防団の力向上モデル事業）

- 消防団の力向上モデル事業により、社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、様々な分野の事業を支援
- その中で、準中型免許を含む、地方公共団体が実施する免許等の取得環境整備事業も支援の対象としている
- 支援は、上限額まで全額国費により実施（委託契約の方式）

【イメージ】



準中型免許等の取得環境整備事業（地方公共団体において企画・実施）

団員向け
準中型
免許取得
の広報

教習所の
団員向け
優先講習
の設定

等



警察庁丁運発第195号
令和6年9月25日

全日本指定自動車教習所協会連合会
会 長 片 桐 裕 殿

警察庁交通局運転免許課長

消防団員による準中型免許の取得促進に係る協力について（依頼）

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっており、令和6年4月1日時点で、制度改正後の普通免許を保有する消防団員は69,221人（消防団員全体の9.3%）に達しています。今後も、制度改正後の普通免許を保有する消防団員が増加することが見込まれるため、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している消防団においては、当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となることが想定されているところです。

消防庁では、消防団員の準中型免許の取得促進に向けて、消防団員の準中型免許取得に係る市町村の公費助成制度について地方財政措置を講じるとともに、令和5年以降実施している「消防団の力向上モデル事業（以下「モデル事業」という。）」（別紙1参照）により、地方公共団体が実施する準中型免許の取得環境整備事業について国費支援の対象としています。モデル事業では、消防団員である受講生が、土日優先予約や一括予約等を選択した際に支払う追加費用を地方公共団体が支援することなどが可能となっており、これらの支援を活用して準中型免許の教習を受けようとする受講者が増えることが予想されるということです。

つきましては、各指定自動車教習所におかれましても、準中型免許の教習コースで、土日優先予約や、夜間・土休日等の消防団員が利用しやすい優先教習プランを設定するなど、準中型免許教習において消防団員の受講を念頭に置いた、積極的な取り組みをいただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、今般、警察庁及び消防庁において、上記のような消防団員による準中型免許の取得に係る支援制度の周知徹底を図るため、別紙2のとおり資料を作成しました。

貴団体におかれましては、所属する都道府県指定自動車教習所協会を通じて、全国の指定自動車教習所における、資料の掲示及び来訪者への配布、指定自動車教習所のウェブサイトへの資料の掲載等により、消防団員に対する周知の徹底に御協力をお願いいたします。

さらに、消防団員による準中型免許の取得促進のため、別紙3のとおり、消防庁より、

都道府県消防・防災主管部局と都道府県指定自動車教習所協会との連携の強化に係る依頼がありました。つきましては、都道府県指定自動車教習所協会に対して、各都道府県消防・防災主管部局から、市町村等における準中型免許の取得を希望する消防団員の人数及びその取得希望時期について連絡があった場合には、各指定自動車教習所にその情報について共有を行うとともに、取得希望者の入所について調整するよう依頼していただきたく、御協力をお願いいたします。

18歳から普通免許なしでも取得OKな

準中型免許

は、ご存じですか？

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から準中型免許が創設され、18歳から車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できるようになりました！

消防団員が準中型免許を取得する費用等について市町村から助成を受けることができます場合があります！

△ 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2トン以上4.5トン未満)の消防ポンプ自動車等は、普通免許では運転できません。準中型免許を取得する必要があります！



消防団員が準中型免許を取得する際に要する経費を助成する「公費助成制度」を設けている市町村が増えてきています。準中型免許の取得の際には、是非ご活用ください！

制度の詳細内容は[こちら](#)へ

※ 普通免許をお持ちでない場合、準中型免許の取得に要する費用の内、普通免許の取得に要する費用は補助対象外となる場合があります。助成制度を設けている市町村一覧等、詳細についてはQRコードからご確認いただけます。条件等の詳細については、消防団を管轄する市町村にお問い合わせください。

準中型免許を取得するためのプロセス

1. 準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得可能です！

(準中型免許と異なり、中型免許・大型免許は普通免許の保有経歴や年齢の制限があります。)

＜普通免許をお持ちでない場合＞
最短17日の教習で取得可能です！
(技能41時限、学科27時限)

＜普通免許をお持ちの場合＞
最短5日の教習で取得可能です！
(技能13時限、学科1時限)

＜AT限定普通免許をお持ちの場合＞
最短7日の教習で取得可能です！
(技能17時限、学科1時限)

2. AT(オートマ)準中型免許の導入(令和8年4月から)

これまで準中型自動車(車両総重量3.5トン以上7.5トン未満)を運転する際には、MT(マニュアル)車で免許を取得する必要がありましたが、AT車の普及等に伴い、令和8年4月から準中型自動車にAT免許が導入されます！これにより、18歳から普通免許なしかつMT車の教習なしでAT準中型免許の取得が可能となります。

※AT限定普通免許をお持ちの場合、現行制度の最短7日から、最短5日の教習で取得可能となる予定です。